

瀬戸市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 22 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 陽一

瀬戸市教育委員会規則第 2 号

瀬戸市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市体育指導委員に関する規則（昭和 38 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市スポーツ推進委員に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第 2 条 <u>スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進のため、次の職務を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住民に対して、スポーツの実技の指導を行うこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">住民のスポーツ活動の<u>推進</u>のための組織の育成を図ること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>スポーツの推進のための事業の実施</u>に関し協力すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市体育指導委員に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 19 条第 2 項の規定に基づく体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第 2 条 <u>体育指導委員は、住民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行なう。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行なうこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">住民のスポーツ活動の<u>促進</u>のための組織の育成を図ること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事又は事業</u>に関し協力</p>

<p>— <u>スポーツに対する住民の関心と理解を深めること。</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。</u></p>	<p>— <u>スポーツの団体、その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。</u></p> <p>— <u>住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</u></p> <p>— <u>前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行なうこと。</u></p>
<p>2 <u>スポーツ推進委員</u>が分担する<u>地域及び事項</u>は、教育長が定める。</p> <p>(定数)</p>	<p>2 <u>前各号の規定により体育指導委員</u>が分担する<u>地域又は事項</u>は、教育長が定める。</p> <p>(定数)</p>
<p>第3条 <u>スポーツ推進委員</u>の定数は、30人以内で教育長が定める。</p> <p>(任期)</p>	<p>第3条 <u>体育指導委員</u>の定数は、30人以内で教育長が定める。</p> <p>(任期)</p>
<p>第4条 <u>スポーツ推進委員</u>の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠のスポーツ推進委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 <u>体育指導委員</u>の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の体育指導委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても<u>スポーツ推進委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>3 <u>スポーツ推進委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>(服務)</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても<u>体育指導委員</u>の委嘱を解くことができる。</p> <p>3 <u>体育指導委員</u>は、再任されることができる。</p> <p>(服務)</p>
<p>第5条 <u>スポーツ推進委員</u>は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。</p> <p>2 <u>スポーツ推進委員</u>はその職務を遂行するに当たって、法令、<u>条例並びに教育委員会</u>の定める規則及び規程に従わなければならない。</p> <p>3 <u>スポーツ推進委員</u>は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(研修)</p>	<p>第5条 <u>体育指導委員</u>は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。</p> <p>2 <u>体育指導委員</u>はその職務を遂行するに当たって、法令、<u>条例ならびに教育委員会</u>の定める規則及び規程に従わなければならない。</p> <p>3 <u>体育指導委員</u>は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>(研修)</p>

第6条 <u>スポーツ推進委員</u> は、常にその職務を行なう上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。	第6条 <u>体育指導委員</u> は、常にその職務を行なううえで必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
--	---

附 則

この規則は、平成23年8月24日から施行する。